

と頭々へ達候處、不及其儀候。御直に被仰付、損亡に付地頭も及難遊候得ば、其上の事は御上より御救可被下儀に候。不珍事に候へば御禮不及申上候よしにて、其沙汰相止候。

一、今般川除都て水損の所々、來二月切に指急ぎ、春の出水を先づ防可申候。指急候へば堅く丈夫には出來仕間敷候。其分にて不苦候。重ても又被仰付候。先づ指急可申旨被仰候。右に付御役人も罷越候。路金重きは百兩、輕きは五十兩・三十兩宛被下候。於御普請所少も民家を貪申儀有之間敷候。寺を借り爲宿賃銀一枚宛可相渡候。是も從公儀被下候に付、自分の入用少も無之候。今般水損に付、御救御入用御儉約の儀は無之旨被仰出候。

一、大久保彌三郎指扣の事

前々より御旗本中無息人迄も、弓馬其外武藝精に入候者は、不日に上覽有之御褒美等被下候。先頃被仰出候は、武藝に不限、學文・歌學を始め遊藝にても其品を不選、頭々承届可達上聞旨被仰出候。依之如何の遊藝にても常に翫候へば、頭々承届申管に候處、新番頭大久保彌三郎石百一人は、武藝

迄を組中承届、被達上聞候處、不日に彌三郎被爲召、御直に被仰出候は、今般一統組中武藝に不限、遊藝にても翫儀、可達上聞旨被仰出候處、其方一人武藝迄を組中承届申上候儀は、料簡有之儀と思召候。尤武藝の外は無用と存候て、不申上分は其通に候へ共、常々密々達上聞候様にとの思召に候。近年は若き者共、無息の内より交り惡敷、人倫にもはづれ候躰の者共も有之由被爲聞召候。假令遊藝に染候ても、右躰の者には越可申候。諸藝に心懸候へば不得暇候て、不宜儀存立候隙は無之候。此所を被思召付候て今般被仰出候處、其方一人御上の思召に越候儀、沙汰の限に思召候。急度指扣候様に御直に上意にて指扣候。御直にか様に被仰渡候儀、只今迄承及不申儀と、是も齋藤殿話に候。

一、少女の詠歌、父の禁牢を救ふ

信州高遠城主内藤大和守殿領内の百姓、去年年貢未進十五石有之候處、督責せらるれ共未果候。終に令牢舍候。右百姓の女十二歳なるが、父の非命を悲しみ和歌を詠じぬ。其歌にいはく。

露の身をつなぎ留たる葛かづら恨は去歳の秋にこそあれ

右の歌和州傳へ聞て、十二歳の民女などには可有様なし、定て外人の僞作ならんとて、右の女子を呼ばれ、こゝろみに當座の題を給はりけり。其題にいはく、ひとり寝のわかれと云難題なり。女子取あへずよみける。

獨りねは片敷く袖の妻なれやいねかへるこそ別なりけれど和州ことに甘心ありて、即時に百姓牢居赦免、女子には扶持米賜はると也。

一、三綱領と八條目

知止の一段は止至善の様子を説候。一事づゝの上にては、至善の道理を行得申儀も可有之候へ共、明明徳新民共に全體至善の道に叶申候は、聖人の地位にて可有御座候間、全功を以て申候時は、最早是より上無之儀に御座候。如此至て重き儀に付、此一段の次第を説申候。先づ萬事の上にて、其止るべき場を見切り申儀を知止と申候。既に見切り候はゞ、則其通りに止り得可申儀に候へ共、知り得るは猶易く、行ひ得るは最難く御座候。其故既知止の以後、其熟するに隨ひ、自然に地位の段付き出來仕り、得止は其上の儀と申事に御座候。定靜安慮は其段付の次第に御座候。知止

は止善のありかは見届候へ共、只目當の出來申迄にて、至善の道理と我身とは、いまだ遙に隔り申候。然共其見届出來候故、萬事の上にあれぞと存候心當て有之候。是を知止て后有定と申候。心當出來仕候へば、其内に自然と心落付來り申候。其故定而后能安と申候。心落付候へば其内に自然と身に推し涉り、何事に出合、如何なる場へ臨候ても、心身合體仕候て安く成申候。其故靜而后能安と申候。如此志有定而より、心に涉りて能く靜に成り、能く靜なるより身に推して能く安く成り、志より心、心より身と、段々内より外へ推涉り申内に、最初遙に隔り有之至善の道理、次第々々に手前へ近寄り來り申候。如此心身の上しまりに候へば、事を誘候時、事に奪はれ不申、とくと思慮仕儀成り出申候故、こゝにて道理のかね合を心の儘に考へ申候。其故安而后能慮と申候。能く慮る事成出候へば、こゝにて最初見切の通に、至善の道理を行ひ被得候故、慮而后能得と申候。右の趣に付、知止より能得迄、不殘地位の段付にて、此方より押て、か様に仕と申儀にては無御座候。其故此段は工夫にはあらず、地位自然の効驗と申候。畢竟三綱領の